

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 肥料検査の結果
- 薬価基準の改正
- 建設業者の登録まつ消
- 計量検定所の設置
- めん羊、山羊の予防注射並びに検査
- 公平委員会の事務の委託
- 農地法の規定による別表に代る面積
- 農業委員会等に関する法律に基づく代表者会議の区域
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第三百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基づき昭和二十九年五月及び六月中に実施した肥

料検査の結果は次のとおりである。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### （五月分）

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	内不合 格点数
胡麻油粕粉末	齊藤製油株式会社	三	〇
"	関根製油株式会社	一	一
消 石 灰	日本工業所	一	〇
（六月分）			
塩 化 加 里	丸紅株式会社	六	〇
硫 酸 加 里	"	二	〇
硫酸アンモニア	三菱化成株式会社	一	〇
胡麻油粕粉末	岩井製油株式会社	二	〇
"	村田製油株式会社	二	二
"	齊藤油脂株式会社	二	〇

### 鳥取県告示第三百六十二号

昭和二十八年十一月鳥取県告示第四百九十三号をもつて  
公示した使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入  
価格を昭和二十九年厚生省告示第百四十八号をもつて公  
示された薬価基準によることに改正し昭和二十九年六月  
一日から適用する。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百六十三号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規  
定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条  
第一項の規定により建設業者登録名簿から次のように登  
録をまつ消した。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ろ)第一二五号	昭二七、 六、二五	兒 島 組	鳥取市吉方一区三〇三	兒島 英也	昭二九、 六、二五
" 第一六一号	" 六、一〇	谷 口 組	" 源太	谷口 好治	" 六、一〇
" 第一六五号	" 六、二三	中 尾 組	" 円通寺五〇一	中尾 和成	" 六、一三
" 第一六六号	" 六、一四	大同工業有限公司	米子市塩町四三	永井 幸	" 六、一四
" 第一二四号	" 六、一九	常盤建設有限公司	日野郡溝口町溝口七〇一	亀田 留吉	" 六、一九

鳥取県告示第三百六十四号

鳥取県計量検定所を次の場所に設置した。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
鳥取市東町 鳥取県庁構内

鳥取県告示第三百六十五号

次のようにめん、羊山羊腰痲痺予防注射並びに肝蛭の検査  
及び駆除を実施するので家畜傳染病予防法（昭和二十六  
年法律第百六十六号）第六条の規定によりめん、羊、山羊  
の所有者に対して予防注射並びに検査をうけることを命  
ずる。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 めん、羊山羊の腰痲痺、肝蛭の予防のため
- 二 実施区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
めん、羊山羊腰痲痺予防注射——めん、羊、山羊  
肝蛭検査——めん、羊、山羊
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査の別及びその方法  
めん、羊山羊腰痲痺予防注射——アンチモン剤  
静脈注射  
肝蛭検査——渡辺氏式虫卵検査及び小野氏

別表

式皮内反応検査

実施期日	時 間	実施区域	実施場所
七月二十八日	九、〇〇～一二、〇〇	旧松保村	同上
" 二十九日	"	吉岡村	"
" 三十日	"	美穂村	"
"	"	湖山村	"
"	"	東郷村	"

鳥取県告示第三百六十六号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七  
条第四項の規定に基き、倉吉市、東郷町学校組合及び関  
金町、倉吉市学校組合の公平委員会の事務を次の規約に  
より鳥取県に委託を受けた。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

倉吉市、東郷町学校組合と鳥取県との間の  
公平委員会の事務の委託に関する規約  
（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、倉吉市、東郷町学校組合（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)  
第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但し、その費用は甲が負担するものとする。  
(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。  
附 則  
この規約は、昭和二十九年七月一日から適用する。

關金町、倉吉市学校組合と鳥取県との間の  
公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)  
第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、関金町、倉吉市学校組合（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。  
(経費)  
第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。  
(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に  
関し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。  
附 則  
この規約は、昭和二十九年七月一日から適用する。

### 鳥取県告示第三百六十七号

昭和二十八年一月鳥取県告示第二十号（農地法第三条及び第六条の規定による別表で定める面積に代るべき面積等）の全部を次のように改正し昭和二十九年六月鳥取県告示第三百十号（農地法第三条の規定による別表で定める面積に代るべき面積）は廃止する。

昭和二十九年七月二十日

鳥 取 県 知 事 西 尾 愛 治

区域 (名称は農業委員会名を示す)	所属市町村	農地法第三項第三号の面積	農地法第四項第三号の面積	農地法第六項第二号の面積	農地法第六項第一号の面積	農地法第三項第五号の面積
鳥取市、湖東のうちの鳥取市千代水及び鳥取市湖山、鳥取市豊美のうちの鳥取市面影、鳥取市高草のうちの鳥取市美保、鳥取市南のうちの鳥取市南松、鳥取市東部のうちの鳥取市米子、現米子市、成美市、昭和米子市、八千石米子市、米子市、津ノ井村、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、八頭郡、船岡町、八木郡、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、船岡町、鹿野町、逢坂村、北条町	鳥取市、湖東のうちの鳥取市千代水及び鳥取市湖山、鳥取市豊美のうちの鳥取市面影、鳥取市高草のうちの鳥取市美保、鳥取市南のうちの鳥取市南松、鳥取市東部のうちの鳥取市米子、現米子市、成美市、昭和米子市、八千石米子市、米子市、津ノ井村、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、八頭郡、船岡町、八木郡、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、船岡町、鹿野町、逢坂村、北条町	二、町 六		〇、町 九		

鳥取市湖東のうちの鳥取市千代水及び鳥取市湖山、鳥取市豊美のうちの鳥取市面影、鳥取市高草のうちの鳥取市美保、鳥取市南のうちの鳥取市南松、鳥取市東部のうちの鳥取市米子、現米子市、成美市、昭和米子市、八千石米子市、米子市、津ノ井村、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、八頭郡、船岡町、八木郡、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、船岡町、鹿野町、逢坂村、北条町

鳥取市、湖東のうちの鳥取市千代水及び鳥取市湖山、鳥取市豊美のうちの鳥取市面影、鳥取市高草のうちの鳥取市美保、鳥取市南のうちの鳥取市南松、鳥取市東部のうちの鳥取市米子、現米子市、成美市、昭和米子市、八千石米子市、米子市、津ノ井村、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、八頭郡、船岡町、八木郡、宇倍野村、岩倉市、米吉市、米里村、津ノ井村、船岡町、鹿野町、逢坂村、北条町



うち前の北条町、下北条、由良町、東伯町のうち、赤碓町、御間村、大幡村、渡内村、外江、寺江、多田、根来、大幡、庄内、黒坂、名和、根来、日野、溝口、野瀬、川根、昭根、和野、二

鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡

米子市、倉吉市、東伯郡、西伯郡、日野郡

鳥取市、高草のう、ち前の鳥取市、豊美、米里村、家町のう、ち前の郡家町、東伯郡、瑞穂村、大山村、阿保村、山の上村、多里村、福栄村、昭根、和野、二

三反及び一反に該当しない市町村

鳥取市、八頭郡、岩美郡、西伯郡、東伯郡、日野郡、阿保村、野瀬村、大山村、福上、多里村、溝口、栄村、日野郡、野瀬村、江上村、根雨、日野郡、淀江町、名和町、口野、野瀬、江上、根雨、日野郡、淀江町、名和町、口野、野瀬、江上、根雨

三反及び一反に該当しない全市町村

五、町、九、七、町、一

〇、町、二

〇、町、三

鳥取市、湖東のう、ち前の鳥取市、賀露、米子市、美保のう、ち前の米子市、大篠津、岩美町のう、ち前の後村及び網代村、酒津村、境町、上道村、及び山郷村

鳥取市、岩美郡、八頭郡、西伯郡、境町、酒津村、上道村

鳥取県告示第三百六十八号

農業委員会等に関する法律第四十一条第二項第一号に基

く代表者会議の区域を次のように定める。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

区域名 区域内町村

八頭郡地区 八頭郡一円

岩美郡地区 岩美郡一円

鳥取市地区 鳥取市一円

気高郡地区 気高郡一円

東伯郡東部地区 東伯郡の内 三朝町、泊村、東郷

東伯郡西部地区

東伯郡の内 灘手村、由良町、栄

村、東伯町、赤碓町、下中山村、

上中山村、大誠村

倉吉市地区

倉吉市一円

西伯郡東部地区

西伯郡の内 名和町、逢坂村、淀

江町、宇田川村、高置村、大山

村、所子村、外江町、渡村、上

道村、境町、余子村、中浜村

西伯郡西部地区

西伯郡の内 賀野村、手間村、天

津村、大田村、法勝寺村、東長

田村、上長田村、大幡村、幡郷

村、春日村、日吉津村、栗村、

〇、町、一

大高村、大和村  
米子市地区 米子市一円  
日野郡地区 日野郡一円

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年七月二十日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一 日時 七月二十日 午前十時三十分

一 場所 県教育委員会々議室

一 議題 昭和二十九年公立学校施設整備

補助金配分について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取県鳥取市東町取  
印刷所 鳥取県鳥取市東町取